

国民健康保険税 に関するお知らせ

■税務課（吉備庁舎）

子ども・子育て支援納付金分 加算

令和8年度(2026年度)の国民健康保険税の税率は下の表のとおりです。令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援納付金が加算され、医療保険料（税）と併せて徴収されます。

子ども・子育て支援金制度とは、全ての世代の方に支援金を納付いただき、子育て施策の拡充に充てるもので子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。この支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除などに活用されます。※制度の詳細についてはこども家庭庁のホームページ、リーフレットなどをご覧ください。

令和8年度（2026年度）より子ども・子育て支援納付金分が上乘せされ、従来の保険税（医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分）に加え、子ども・子育て支援納付金分の保険税をご負担いただきます。

※子ども・子育て支援納付金分の均等割は18歳未満の被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）には賦課されません。その軽減に要する費用は18歳以上の被保険者に対し「18歳以上被保険者均等割」として賦課することにより賄われます。

区分	内訳区分	令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)	前年度比
医療給付費分	所得割率	8.00%	8.00%	増減なし
	均等割額	3万1,800円	3万1,800円	増減なし
	平等割額	2万2,200円	2万2,200円	増減なし
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.80%	2.80%	増減なし
	均等割額	1万200円	1万200円	増減なし
	平等割額	7,000円	7,000円	増減なし
介護納付金分 (介護2号被保険者： 40歳から64歳の方に課税)	所得割率	2.40%	2.40%	増減なし
	均等割額	1万100円	1万100円	増減なし
	平等割額	5,200円	5,200円	増減なし
子ども・子育て 支援納付金分 (18歳未満：均等割の賦課なし)	所得割率	0.30%		0.30%増
	均等割額※	1,191円		1,191円増
	平等割額	766円		766円増
合計	所得割率	13.50%	13.20%	0.30%増
	均等割額	5万3,291円	5万2,100円	1,191円増
	平等割額	3万5,166円	3万4,400円	766円増

※均等割 1,108円 + 18歳以上均等割 83円 = 1,191円

賦課限度額の一部変更

国民健康保険税の賦課限度額が医療給付費分は66万円から67万円に変更になりました。子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円です。

	令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
医療給付費分	67万円	66万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	3万円	
合計	113万円	109万円

軽減基準額の見直し

令和8年度（2026年度）の国民健康保険税の2割・5割軽減の判定基準額（計算式の数値）が見直しになりました。軽減を受けることができる世帯の基準額は、下の表の計算でご確認いただけます。

国民健康保険税の納税義務者、世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

※軽減を受けるための申請は必要ありませんが、未申告者が1人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	43万円 + 国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）× 57万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
5割	43万円 + 国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）× 31万 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
7割	43万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。